



発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二 佐藤 弘 上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内三五 上野 庄八	泊区域	小型定置漁業

青森県告示第四百五十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業権者の住所及び名称  
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三二番地三 蟹田川漁業協同組合
  - 二 認可年月日 平成十七年五月十六日
  - 三 漁業権の免許番号 内共第二十三号
  - 四 変更の内容  
名称を「蟹田川漁業協同組合内共第二十三号第五種共同漁業権遊漁規則」に改める。
- 第七条第二項の遊漁料の納付場所のうち「東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田一五六番地 神山久志」を「東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一五六番地 神山久志」に、「東津軽郡蟹田町大字中師字宮本三番地一 工藤善五郎」を「東津軽郡外ヶ浜町字中師宮本三番地一 工藤善五郎」に、「東津軽郡蟹田町大字中師字宮本一三番地一 佐々木成孝」を「東津軽郡外ヶ浜町字中師宮本一三番地一 佐々木成孝」に、「東津軽郡蟹田町大字大平字山元九四番地三 笹木昭」を「東津軽郡外ヶ浜町字大平山元六四番地三 笹木昭」に改め、「東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田二五番地 小笠原衛」を削る。

青森県告示第四百五十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量及び精密水準測量)

二 作業期間

平成十七年五月十六日から平成十八年二月二十八日まで

三 作業地域

青森市(精密水準測量)

弘前市(国土調査に伴う基準点測量)

青森県告示第四百五十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
むつ市柳町一丁目七の一九 有限会社下北エネルギー
- 二 変更内容
  - 1 変更前の名称  
有限会社ぎょれん
  - 2 変更後の名称  
有限会社下北エネルギー

公

告

調理師試験の施行

平成十七年調理師試験を次のとおり施行するので、青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）第二条第二項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十七年九月二十三日（金）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十七年七月二十一日（木）から同月二十九日（金）まで。ただし、郵送による場合は七月二十九日（金）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地方健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ（電話 〇一七 七三四 九二二二）に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社日本ソフトサイエンス

二 代表者の氏名 鹿内 史芳

三 主たる営業所の所在地 青森市大字平新田字森越一の一の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一〇〇二二〇号

五 取消年月日 平成十七年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 聖友塗装

二 氏名 佐藤 政男

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目一八の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一〇〇〇五一号

五 取消年月日 平成十七年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤工務店

二 氏名 佐藤 政儀

三 主たる営業所の所在地 青森市桜川八丁目一の九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一三八八号

五 取消年月日 平成十七年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社江渡工業社

二 代表者の氏名 相馬 英世

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田三丁目八の八

四 許可番号 青森県知事許可(特 一二)第一四九五一号

五 取消年月日 平成十七年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、電気、管、電気通信工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社池田空調工業

二 代表者の氏名 池田 四二子

三 主たる営業所の所在地 青森市原別三丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第五五〇〇号

五 取消年月日 平成十七年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 タカシヨウ設備

二 氏名 高橋 昭治

三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字本泉五一の一八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一二二九六号

五 取消年月日 平成十七年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 石戸谷建築工業

二 氏名 石戸谷 義勝

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野二〇〇の三五五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一七三三五号

五 取消年月日 平成十七年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 竹浦工務店

二 氏名 竹浦 重男

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字長漕四三の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第八二八号

五 取消年月日 平成十七年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 坂本建設株式会社

二 代表者の氏名 坂本 政親

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字白糠字前田四四の一三三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第七二四八号

五 取消年月日 平成十七年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 伍代建設工業
- 二 氏名 板井 拓也
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町板子塚二二九の五〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四六四三号
- 五 取消年月日 平成十七年四月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十七年四月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 対馬工務店
- 二 氏名 対馬 喜一郎
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造土滝末広三七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一一)第一五二四一号
- 五 取消年月日 平成十七年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員の内任	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	佐藤午之助	上北郡七戸町字川去一一の六	平成十七・四・三就任
	母良田芳雄	十和田市大字大沢田字北野二一九	"
	中村 栄三	上北郡七戸町字太田野七の四	"
	浦田 修一	" 字沼ノ沢四六の一	"
	小笠原忠夫	十和田市大字洞内字五十貫田九の一	"
	中野 芳喜	" 字豊良二の五	"
	久保 均	上北郡七戸町字寶ノ神二七	"
	赤沼 精一	" 字荒屋一〇四の一〇	"
	中澤 鐵生	" 字中村二五の二	"
	山田 正	十和田市大字洞内字家ノ上二九	"
	小笠原誠一	" 字坂本三五の一	"
監事	赤沼 貞敏	上北郡七戸町字見町五六の四〇	"
	仁和 竹男	十和田市大字大沢田字下道六六	"
	野月 紀幸	上北郡七戸町字荒屋一五〇	"
理事	佐藤午之助	" 字川去一一の六	十七・四・三退任
	洞内 重徳	十和田市大字洞内字杉ノ沢一〇の一	"
	浦田久佐雄	上北郡七戸町字野左掛九	"
	中村 栄三	" 字太田野七の四	"
	浦田 修一	" 字沼ノ沢四六の一	"
	山田 誠一	十和田市大字洞内字家ノ下四三の一	"
	母良田芳雄	大字大沢田字北野二一九	"
	小笠原忠夫	大字洞内字五十貫田九の一	"
	中野 芳喜	" 字豊良二の五	"
	赤沼 精一	上北郡七戸町字荒屋一〇四の一〇	"

監事	中澤 鐵生	字中村二五の二	
	赤沼 貞敏	字見町五六の四〇	
	仁和 竹男	十和田市大字大沢田字下道六六	
	久保 均	上北郡七戸町字賽ノ神二七	

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月二十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	竹ヶ原幸光	十和田市大字相坂字長漕四〇の一	平成二七・四・一就任
	苦米地弘美	字相坂七八	
	戸沢 儀貞	字箕輪平一六九の一	
	畑山 昭雄	大字切田字横道一五	
	小山田通政	大字相坂字小林二二〇の一	
	久田 伸一	上北郡六戸町大字犬落瀬字高見九四の二	
	國分 勝雄	十和田市大字藤島字藤島二三	
	滝沢 惣吉	大字切田字堰向五六の二	
	平館龍太郎	大字相坂字高見一二五	
	高館 孝	上北郡六戸町字高館八二の三	
監事	平館 賢一	十和田市大字藤島字川原田五七の二	
	山崎 市松	上北郡下田町字瓢一二の一	
	岡田 良平	六戸町大字折茂字畑刈下七二	
理事	竹ヶ原幸光	十和田市大字相坂字長漕四〇の一	二七・三・三退任
	苦米地弘美	字相坂七八	
	小山石 源太郎	大字藤島字小山家ノ上一の一	
	苦米地正伊	大字相坂字高見七九	
	戸沢 儀貞	字箕輪平一六九の一	

監事	山崎 市松	上北郡下田町字瓢一二の一	
	畑山 昭雄	十和田市大字切田字横道一五	
	小山田通政	大字相坂字小林二二〇の一	
	久田 伸一	上北郡六戸町大字犬落瀬字高見九四の二	
	豊川壽美治	十和田市大字切田字程野五八	
	杉山 弥吉	上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮七七の一	
	平館 賢一	十和田市大字藤島字川原田五七の二	
	岡田 良平	上北郡六戸町大字折茂字畑刈下七二	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭